

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
取組項目 3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

[事業番号 56]

地域福祉権利擁護事業等の実施

1 事業内容

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)は、認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業です。

一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うため、圏域毎の検討支援会議や地域ケア会議などにより、関係機関の連携を更に進めます。また、利用者の状況に応じて成年後見制度へ移行するなど、より適切な支援につなげます。

このほか、成年後見制度の利用に至る前の支援策として、高齢や障害、病気などにより、財産の保管や日常的な金銭管理が困難な方を対象として、財産保全・手続き代行サービスを実施します。

2 令和4年度の取組(見込み)

- ・ 関係機関との連携強化

区関係部署や地域包括支援センターのほか、ケアマネジャーや病院関係者等からの相談を受け、制度利用についての検討を行い支援につなげた。

利用者数 地域福祉権利擁護事業 155人

財産保全・手続き代行サービス 30人

- ・ 地域住民や団体等への周知普及

利用者、地域住民や自治会等と連携し、事業説明会や勉強会、相談会の開催や講師派遣を行った。

実施回数 13回

生前の安否確認と死後の費用補償

1 事業内容

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、見守り事業や配食サービスと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

また、高齢者自身の将来不安および高齢者が賃貸住宅に入居する時の貸主の不安を解消するため、区内に在住する身寄りのない高齢者に対して、葬儀および家財処分に係る生前契約に要する費用の一部を補助する事業を充実します。

2 令和4年度の取組（見込み）

・ 高齢者在宅生活あんしん事業を継続

委託事業者と連携し、受付窓口である地域包括支援センター25か所の全てに、従来配置していた固定型の通報機に加えてモバイル型通報機の見本を配置し、より分かり易く事業について説明できるよう取り組んだ。

登録者数 2,165人（令和4年12月末現在）

・ 生前準備の啓発方法を検討

令和4年10月2日、練馬終活協働チーム主催、高齢施策担当部後援による「ねりま終活フェスタ」を開催した。同フェスタでは、終活を面白く分かりやすく紹介する落語を実施し、また、エンディングノートの書き方や相続などの相談コーナーを設けた結果、終活に関して広く周知を行うことができた（当日来場者数 約150名）。

また、4年度は、区と関係団体の間で、今後の終活に関する相談体制について協議を重ねている。

葬儀・家財処分生前契約費用補助は、令和2年度に事業を終了した。